



株式会社アクシス

第 **32** 回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年3月28日（火曜日）

午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所

東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル別館2階「ローズルーム」

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 資本金の額の減少の件

目次

招集ご通知……………1

株主総会参考書類……4

事業報告……………12

連結計算書類…………31

計算書類……………44

監査報告書……………52

株式会社アクシス

証券コード：4012

証券コード：4012
2023年3月10日
(電子提供措置の開始日2023年3月6日)

株 主 各 位

東京都港区西新橋二丁目3番1号
株 式 会 社 ア ク シ ス
代表取締役 小 倉 博 文
社長執行役員

第32回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第32回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「2023年定時株主総会招集通知」として電子提供措置事項を掲載しております。
当社ウェブサイト <https://www.axis-net.co.jp/>
上記の当社ウェブサイトにある「IR情報」「株主総会関連資料」の順に選択してご覧ください。



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択してご覧ください。



当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年3月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル別館2階「ローズルーム」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第32期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第32期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 資本金の額の減少の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」を記載しておりません。
したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
なお、ご送付している書面の頁番号は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2023年3月27日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2023年3月27日（月曜日）
午後5時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

パソコン等によるご行使

行使期限

2023年3月27日（月曜日）
午後5時30分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2023年3月28日（火曜日）
午前10時
（受付開始 午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) インターネット（「スマート行使」を含む。）と書面により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

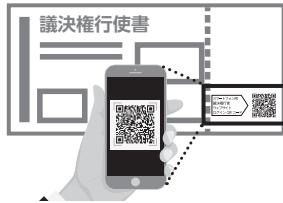
議決権行使について ☎️ 0120-652-031（午前9時～午後9時） 其他のご照会 ☎️ 0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

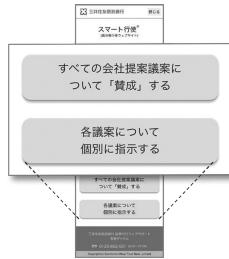
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

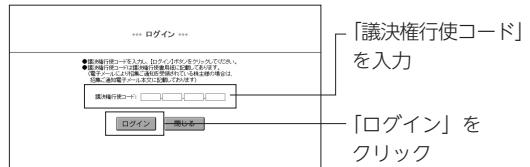
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

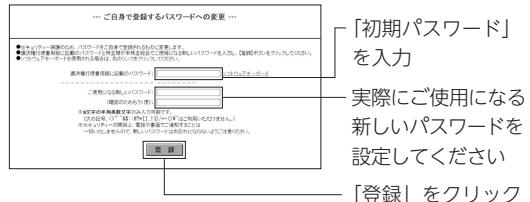
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資への充当による企業価値の向上を図ると同時に、株主の皆様への配当を安定的に実施していく方針でございます。

また、当社は、2022年9月をもちまして、東証スタンダード市場に市場区分を変更いたしました。これもひとえに、株主の皆様をはじめ、関係各位の皆様のご支援によるものと、心より感謝申し上げます。つきましては、株主の皆様への感謝の意を表するとともに、東証スタンダード市場への市場区分変更を記念いたしまして、第32期の期末配当（普通配当及び記念配当）を以下のとおりとさせて頂きたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円（うち記念配当5円） 総額 40,604,000円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月29日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おぐら ひろふみ 小倉 博文 (1961年12月13日生)	<p>1984年4月 株式会社アクトリソース(現株式会社フォーカスシステムズ)入社</p> <p>1987年1月 株式会社アイ・エス・エー入社</p> <p>1991年6月 当社設立代表取締役</p> <p>2021年4月 株式会社ヒューマンソフト代表取締役副社長</p> <p>2022年10月 当社代表取締役 社長執行役員(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>小倉博文氏は、創業時より当社の代表取締役を務め、会社全般の指揮を担っております。当社事業が安定的に発展拡大するにあたって、引き続き取締役として選任するものであります。</p>	2,014,600株
2	よこた よしかず 横田 佳和 (1966年3月14日生)	<p>1986年4月 日本コンピュータ・サイエンス株式会社入社</p> <p>1988年3月 三井銀ソフトウェアサービス株式会社(現さくら情報システム株式会社)入社</p> <p>1993年10月 株式会社第一興商入社</p> <p>1994年3月 当社入社</p> <p>1994年6月 当社システム本部課長</p> <p>1995年6月 当社取締役</p> <p>2004年4月 当社取締役 金融ソリューショングループ 統括マネージャー</p> <p>2006年4月 当社取締役 システム1部長</p> <p>2007年4月 当社取締役 システム本部長</p> <p>2012年7月 AXIS ITSolution Singapore PTE. LTD. Director(現任)</p> <p>2015年5月 当社取締役 システム本部長(現ビジネスサービス本部長)</p> <p>2022年10月 当社取締役 常務執行役員 ビジネスサービス本部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>AXIS ITSolution Singapore PTE. LTD. Director</p> <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>横田佳和氏は、当社の開発部門の責任者として、20年以上にわたり業務を執行しております。当社主要事業の第一人者であることから、引き続き取締役として選任するものであります。</p>	140,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	ひなた ひろし 日向 宏 (1961年11月21日生)	1983年6月 1985年4月 1991年6月 2003年4月 2004年4月 2011年6月 2022年10月	三和興産株式会社入社 リアルタイムシステム株式会社入社 当社取締役 当社取締役 ソリューション開発部長 当社取締役 eビジネスソリューショングループ 統括マネージャー 当社取締役 マネジメント推進本部長 当社取締役 常務執行役員 マネジメント推進本部長 (現任)	293,200株
		(取締役候補者とした理由) 日向宏氏は、当社のマネジメント推進部門の役割を、20年以上にわたり執行しております。当社マネジメント推進部門に求められるスキルセットを保有していることから、引き続き取締役として選任するものであります。		
4	こすげ なおや 小菅 直哉 (1979年10月1日生)	2004年12月 2006年9月 2012年7月 2013年7月 2015年7月 2016年10月 2019年4月 2021年3月 2022年10月	中央青山監査法人入所 あらた監査法人入所 (現PwCあらた有限責任監査法人) コスモヘルス株式会社入社 ジャパン・ビジネス・アシユアランス株式会社入社 株式会社デジタルアイデンティティ入社 (現株式会社 Orchestra Holdings) 小菅公認会計士事務所設立 当社入社 管理本部副本部長 当社取締役 管理本部長 当社取締役 常務執行役員 管理本部長 (現任)	6,600株
		(取締役候補者とした理由) 小菅直哉氏は、当社管理本部において上場以前から業務を執行しており、現在の管理体制の構築を中心になって行っており、事業の推進にとって十分な能力を保有していることから、引き続き取締役として選任するものであります。		

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	いしかわ こういち 石川 浩一 (1968年11月7日生)	<p>1992年4月 日本データゼネラル株式会社(現アルファテック・ソリューションズ株式会社)入社</p> <p>1996年3月 株式会社ワイスリー(現デフィデ株式会社)入社</p> <p>1997年8月 合資会社ボーダー設立</p> <p>2001年1月 有限会社テクノスクエア設立 (のちに株式会社テクノスクエアに組織変更) 代表取締役</p> <p>2014年11月 当社取締役</p> <p>2017年4月 当社取締役 福岡支店長</p> <p>2017年11月 当社取締役 管理本部長</p> <p>2021年3月 当社取締役 経営企画室長</p> <p>2022年10月 当社取締役 常務執行役員 経営企画室長 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 石川浩一氏は、当社の経営企画室長として、上場以前から業績管理を担当しております。上場後はIRの担当もしており、当社の事業を進めていくにあたり、引き続き取締役として選任するものであります。</p>	39,600株
6	くりやの せいいちろう 栗屋野 盛一郎 (1963年12月30日生)	<p>1986年4月 株式会社栄工社入社</p> <p>1988年5月 盛和工業株式会社入社</p> <p>1999年10月 同社取締役</p> <p>2001年4月 同社専務取締役</p> <p>2011年4月 同社代表取締役社長</p> <p>2016年1月 ハンドトラスト株式会社設立代表取締役(現任)</p> <p>2016年8月 株式会社リンクシステムズ取締役</p> <p>2019年2月 当社取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) ハンドトラスト株式会社代表取締役</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 栗屋野盛一郎氏は、企業経営者としての豊富な経験と当社の属する業界に関する専門的な見識を有しており、引き続き当社の経営を監督して頂くとともに、当社の経営全般に関する助言を期待し、社外取締役として選任するものであります。</p> <p>栗屋野盛一郎氏には、企業経営者としての経験を生かし、当社において、主にコーポレート・ガバナンス強化に寄与して頂くこと及び指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名及び報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実して頂くことを期待しております。</p>	一 株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	へんみ かおり 辺見 香織 (1970年5月15日生)	<p>1991年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2001年9月 中部大栄教育システム株式会社入社 2002年9月 有限会社原設備工業入社 2003年3月 株式会社石田大成社入社 2009年4月 オフィスウィルパートナーズ設立 2010年3月 株式会社ウィルパートナーズ設立代表取締役(現任) 2021年3月 当社取締役(現任) 2023年2月 株式会社たまき取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ウィルパートナーズ代表取締役</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 辺見香織氏は、中小企業診断士・企業経営者としての豊富な経験とCSRを中心とした豊富なコンサルティング経験を有しており、引き続き当社の経営を監督して頂くとともに、当社の経営全般に関する助言を期待し、社外取締役として選任するものであります。 辺見香織氏には、中小企業診断士・企業経営者としての経験を生かし、当社において、主にコーポレート・ガバナンス強化に寄与して頂くこと及び指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名及び報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実して頂くことを期待しております。</p>	一 株
8	おくはら れいこ 奥原 玲子 (1962年5月17日生)	<p>1985年4月 大蔵省(現財務省)入省 2000年4月 光和総合法律事務所入所 2004年4月 同事務所パートナー弁護士(現任) 2012年4月 東京簡易裁判所民事調停委員(現任) 2018年4月 第一東京弁護士会副会長 2018年4月 日本弁護士連合会常務理事 2019年4月 国土交通省関東地方整備局入札監視委員会委員(現任) 2021年6月 公益財団法人日弁連法務研究財団理事(現任) 2022年3月 株式会社すかいらーくホールディングス監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 光和総合法律事務所パートナー弁護士 株式会社すかいらーくホールディングス監査役 国土交通省関東地方整備局入札監視委員会委員 公益財団法人日弁連法務研究財団理事</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 奥原玲子氏は、法務に関する専門知識と経験を豊富に有していることから、会社の経営に関与した経験はありませんが、法令遵守並びに法務リスクの適正化において、取締役会における重要な役割を期待し、社外取締役として選任するものであります。 奥原玲子氏には、大蔵省(現財務省)における経験及び弁護士としての経験を生かし、当社において、主にコーポレート・ガバナンス強化に寄与して頂き、取締役会の実効性向上をサポートして頂くことを期待しております。</p>	一 株

(注) 1. 奥原玲子氏は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 栗屋野盛一郎、辺見香織及び奥原玲子の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 辺見香織氏の戸籍上の氏名は、黒須香織であります。
5. 栗屋野盛一郎氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年1ヶ月となります。
6. 辺見香織氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
7. 栗屋野盛一郎及び辺見香織の両氏の選任が承認された場合は、当社定款に基づき、両氏との間で会社法第427条第1項の規定による同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
8. 奥原玲子氏の選任が承認された場合は、当社定款に基づき、同氏との間で会社法第427条第1項の規定による同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
9. 栗屋野盛一郎及び辺見香織の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
10. 奥原玲子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
11. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合には、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス

第2号議案が承認された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

候補者番号	氏名	企業経営	財務・会計	法務・リスクマネジメント	営業・マーケティング	開発・R&D	サステナビリティ・ESG
1	小倉 博文	◎	◎	○	◎	◎	○
2	横田 佳和	○	○		◎	◎	○
3	日向 宏	○		◎		◎	
4	小菅 直哉	○	◎				○
5	石川 浩一	◎	○			◎	
6	栗屋野 盛一郎	◎	○	○	○	◎	
7	辺見 香織	◎	◎		○		◎
8	奥原 玲子	○		◎			◎

○は取締役候補者が深いスキルを有する領域、◎は取締役候補者が深いスキルを有する領域に加え、豊富な実務経験を有する領域を示しております。

第3号議案 資本金の額の減少の件

当社の今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。なお、これにより減少する資本金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。

1. 減少する資本金の額
56,659,800円
2. 資本金の額の減少が効力を生ずる日
2023年5月1日

以 上

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
5,854百万円 (前年同期比22.6%増)	576百万円 (前年同期比14.2%増)	586百万円 (前年同期比11.0%増)	390百万円 (前年同期比11.7%増)

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直されてきております。一方、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響等、不透明さを拭えない状況が続いております。このような状況の中、日銀短観2022年12月調査によると、当社グループの売上の過半を占める業種である金融機関を含む全産業のソフトウェア投資額は2022年度計画が前年度比20.3%となっており、IT投資は持ち直され、増加していくことが期待されます。

このような当社グループを取り巻く環境の中、① 進化するデジタル社会において、成長性の高い技術・サービスを提供する、② より良い製品サービスを提供し、社会の中で存在価値の高い企業となる、③ 環境・社会・ガバナンス (ESG)を重視し、持続的成長を目指す、を中期経営方針として掲げ、顧客からの信頼を獲得し持続的にサービスを提供することができるよう、様々な要望に対応したサービス提供を行うために、今後のデジタル社会で重要となるセキュリティサービス及びデジタルコンサルティングサービスを開始し、高度化する多数の先端技術の吸収を積極的に行うとともに、顧客及びビジネスパートナー向け営業体制の強化、業容拡大に向けた人材の積極採用等の施策を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は5,854,855千円と前年同期と比べ1,080,633千円(22.6%)の増収、営業利益は576,655千円と前年同期と比べ71,650千円(14.2%)の増益、経常利益は586,452千円と前年同期と比べ58,209千円(11.0%)の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は390,167千円と前年同期と比べ40,933千円(11.7%)の増益となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等の適用により、当連結会計年度の連結損益計算書は、

売上高及び営業利益はそれぞれ6,182千円増加しております。

事業のサービス別売上高については、以下のとおりであります。

① システムインテグレーション事業

当連結会計年度においては、高度化するデジタル社会の中において、確かな技術でサービスを提供できるIT人材を獲得するため、様々なチャネル等を活用した人材の採用を進めるとともに、ビジネスパートナーとの協力関係の強化及び新規のビジネスパートナーの開拓を行うなど、受注拡大に向けた体制構築を進め、新規営業による顧客からの要望に応えるよう努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は5,569,836千円と前年同期と比べ1,056,121千円(23.4%)の増収となりました。

② ITサービス事業

当連結会計年度においては、クラウドサービスとして提供しているリアルタイム運行管理システム (KITARO) では、アルコールチェック機能を搭載した新サービスの提供や新たな料金プランの提供を開始するなど、顧客が利用しやすいサービスとなるように努めてまいりました。

セキュリティサービスでは、サイバー保険自動付帯型次世代エンドポイントセキュリティを提供開始するなど、サービスの充実を図りました。

デジタルコンサルティングサービスでは、デジタル人材育成分野でのサービス提供を開始するなど、サービスの充実を図りました。

その結果、当連結会計年度の売上高は285,019千円と前年同期と比べ24,512千円(9.4%)の増収となりました。

当連結会計年度よりクラウドサービス、セキュリティサービス、デジタルコンサルティングサービスをITサービス事業に集約しております。なお、前年同期においては、セキュリティサービス、デジタルコンサルティングサービスはサービスを開始しておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は26,565千円であり、その主なものは、本社及び支店の什器の購入であります。

(3) 対処すべき課題

現在、当社グループの主要な事業分野である金融分野においては、銀行、証券、保険などの業態の垣根を越えてサービスを提供する総合金融へのシフト、ネットバンク及び流通系銀行の増加、非金融事業を営んでいる事業会社の融資事業への参入及び決済の多様化など、新しいIT技術を活用したFintechが進展しております。このようなFintechの進展は、新しいIT技術の中でも特に、クラウドに関わる技術が進化したことによりもたらされたものです。また、金融分野以外でも、プログラムを用いたシステム開発からプログラムレスでの開発へのシフト、プラットフォームを活用した開発へのシフトなど、新しいIT技術により、当社グループの主要事業であるシステムインテグレーション事業を取り巻く環境は大きく変化しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による社会環境の変化に伴い、顧客が必要とするニーズやDXのさらなる加速により、求められるシステムに変化が生じるものと考えております。この変化を的確に捉え、顧客がシステムに求める業務性を兼ね備えたシステム開発をすることが重要であり、当社グループの中期的な経営環境において好機となるように取り組む必要があると考えております。

このような急速に進化する事業環境に対応したサービスを提供する組織体制の構築・強化を行い、当社グループの重要な資産である人材を確保し育成することを経営上の重要な課題と認識しております。

① デジタル革命により進化した事業環境への対応

当社が創業以来得意としてきた金融分野の変化への対応は、当社グループの成長には欠かせないものであります。また、今後のデジタル社会の進展に伴い、新たに発展する産業領域への事業拡大を図るため、既存のノウハウと先端技術を融合することが不可欠であります。このため、既存のノウハウを活用していくとともに社会の変化や先端技術に常に注目し、事業環境の進化に積極的に対応してまいります。

② 変化に柔軟に対応できる組織体制の構築・強化

当社グループを取り巻く急速に進化する事業環境の中で、安定的かつ継続的に成長していくためには、組織体制の整備・強化を行うとともに、組織体制に柔軟性を持たせることが不可欠であります。このため、コーポレート・ガバナンス体制の構築・強化やコンプライアンスの徹底を図るとともに、将来の事業環境や技術の進歩を想定した組織体制を構築してまいります。

③ 事業の収益性向上と業務ノウハウ獲得のための直接取引の拡大

顧客との直接取引を拡大し、事業の収益性を向上すると共に、業務ノウハウの獲得を推進していきます。さらには業務の成果を通して、顧客との信頼関係を構築すると共に、安定的な取引を実現してまいります。

④ 持続的競争優位を保つ当社グループの資産である人材の確保・育成、ビジネスパートナーとの連携強化・拡大

当社グループの人材が持続的競争優位の源泉となるため、優秀な人材を採用し育成していくことが重要であり、また、ビジネスパートナーとの連携を強化・拡大することも同様に不可欠であります。このため、積極的な採用による人材の拡充、人材の育成、ビジネスパートナーとの連携強化・拡大に力を注いでまいります。

その他の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、当社株式の流動性の確保に努めておりますが、当社の株主構成は、当社代表取締役社長執行役員小倉博文が49.61%を保有するなど、役員株主の保有比率が高く、安定している一方、東京証券取引所が定める流通株式比率は当社の上場するスタンダード市場において25%以上と定められているのに対し、2022年12月末時点の当社の流通株式比率は27.25%となっております。

ストック・オプション行使による流通株式数の増加を見込んでおりますが、当社の流通株式数は投資家の売買を通じて変動するため、当社はその動向を注視し、役員株主に保有株式の売出し等にご協力を頂くなど、当社株式の流動性向上に努めてまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2021年度 第31期	2022年度 (当連結会計年度) 第32期
売 上 高	4,774,221 千円	5,854,855 千円
経 常 利 益	528,243 千円	586,452 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	349,234 千円	390,167 千円
1株当たり当期純利益	87.30 円	97.05 円
総 資 産	3,097,288 千円	3,487,169 千円
純 資 産	2,158,111 千円	2,543,262 千円
1株当たり純資産額	537.32 円	626.36 円

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 第31期より連結計算書類を作成しているため、第30期以前については記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
4. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
5. 2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
6. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年度 第29期	2020年度 第30期	2021年度 第31期	2022年度 (当期) 第32期
売 上 高	3,410,572 千円	3,723,231 千円	4,148,168 千円	4,918,379 千円
経 常 利 益	184,161 千円	364,567 千円	514,313 千円	536,310 千円
当 期 純 利 益	131,204 千円	258,697 千円	360,716 千円	379,354 千円
1 株当たり当期純利益	34.13 円	66.61 円	90.17 円	94.36 円
総 資 産	2,042,166 千円	2,487,690 千円	2,893,307 千円	3,375,029 千円
純 資 産	1,470,893 千円	1,806,373 千円	2,173,633 千円	2,550,461 千円
1 株当たり純資産額	382.65 円	451.59 円	541.19 円	628.13 円

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
4. 2020年6月26日付で普通株式1株につき100株の割合、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ヒューマンソフト	43,000千円	100.0%	システムインテグレーション事業

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社1社であります。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

3. 当社は2023年1月1日付で連結子会社である株式会社ヒューマンソフトを吸収合併いたしました。

(6) 主要な事業内容

事業	事業内容
システムインテグレーション事業	各種業務アプリケーションやインフラシステムの設計開発業務及び運用保守業務を提供
ITサービス事業	「はたらく車」の位置情報や走行距離等をリアルタイムで把握することが可能となる「KITARO」サービスなどを提供するクラウドサービス、セキュリティサービス、デジタルコンサルティングサービスを提供

(7) 主要な営業所

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都港区
沖縄支店	沖縄県宜野湾市
仙台支店	宮城県仙台市青葉区
福岡支店	福岡県福岡市博多区
大阪支店	大阪府大阪市西区

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社ヒューマンソフト	東京都港区

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
430 名	31 名増

(注) 従業員数には、契約社員、派遣社員、パートタイマー、アルバイト及び当社から他社への出向者は含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,060,400株 (自己株式100,000株を除く。)
- (3) 株主数 2,098名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
小倉 博文	2,014,600	49.61
日向 宏	293,200	7.22
千都興産株式会社	196,000	4.82
株式会社ヤング住研	158,500	3.90
横田 佳和	140,000	3.44
株式会社SBI証券	64,200	1.58
齋藤 将平	56,500	1.39
石川 浩一	39,600	0.97
高柳 薫	36,100	0.88
株式会社森本本店	33,400	0.82

(注) 持株比率は当社所有自己株式 (100,000株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2019年12月19日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の払込金額 払込を要しない

新株予約権の行使価額 1個につき399円

新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使期間 2021年12月20日から2029年11月21日まで

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	819個	普通株式163,800株	6名

(注) 当社は、2020年6月26日付で普通株式1株を100株、2021年7月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っているため、新株予約権の行使価額が79,700円から399円に変更になっております。また、新株予約権の目的となる株式の数が819株から163,800株に変更になっております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	小 倉 博 文	株式会社ヒューマンソフト 代表取締役副社長
取締役常務執行役員	小 泉 彰 宏	営業統括
取締役常務執行役員	横 田 佳 和	ビジネスサービス本部長 AXIS ITSolution Singapore PTE.LTD. Director
取締役常務執行役員	日 向 宏	マネジメント推進本部長
取締役常務執行役員	小 菅 直 哉	管理本部長
取締役常務執行役員	石 川 浩 一	経営企画室長
取 締 役	栗屋野 盛一郎	ハンドトラスト株式会社 代表取締役
取 締 役	辺 見 香 織	株式会社ウィルパートナーズ 代表取締役
常 勤 監 査 役	竹 内 正	
監 査 役	畑 中 達之助	JESCOホールディングス株式会社 監査役 株式会社ザ・リッチ 代表取締役
監 査 役	井 手 興 一	

- (注) 1. 取締役栗屋野盛一郎及び取締役辺見香織の両氏は社外取締役であります。
 2. 監査役竹内正、監査役畑中達之助及び監査役井手興一の3氏は社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役栗屋野盛一郎、取締役辺見香織、監査役竹内正、監査役畑中達之助及び監査役井手興一の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏 名	新	旧	異動年月日
小 倉 博 文	代表取締役社長執行役員	代表取締役	2022年10月1日
小 泉 彰 宏	取締役常務執行役員 営業統括	取締役営業本部長	2022年10月1日
横 田 佳 和	取締役常務執行役員 ビジネスサービス本部長	取締役ビジネスサービス本部長	2022年10月1日
日 向 宏	取締役常務執行役員 マネジメント推進本部長	取締役マネジメント推進本部長	2022年10月1日
小 菅 直 哉	取締役常務執行役員 管理本部長	取締役管理本部長	2022年10月1日
石 川 浩 一	取締役常務執行役員 経営企画室長	取締役経営企画室長	2022年10月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役及び執行役員並びに当社の監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により各取締役の職務と実績に応じて、決定するものとしております。なお、決定にあたっては、指名・報酬委員会からの答申を尊重します。また、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定するものとしております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として指名・報酬委員会を2021年12月16日に設置しております。当委員会は独立社外取締役を委員長として、委員の過半数が独立社外取締役で構成されており、取締役会の諮問に基づき、取締役の報酬等については、次に掲げる事項を審議し、取締役会に答申いたします。

- ・ 取締役の報酬決定の方針及び手続に関する事項

・取締役の報酬の内容に関する事項

現在の指名・報酬委員会の委員は次のとおりであります。

委員長：栗屋野盛一郎（独立社外取締役）

委員：辺見香織（独立社外取締役）、小倉博文（代表取締役社長執行役員）

これらの権限を委任した理由は、委員の過半数を独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会が取締役の報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性の確保に最も適していると判断したためであります。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定については、2022年3月29日の取締役会において、指名・報酬委員会から答申された原案を審議し、決議を行っております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当業務や職責等の評価を多角的に検討し、原案を決定しているため、取締役会も基本的にその答申を尊重しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)	
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金		
取締役 (社外取締役を除く。)	87,600	87,600	—	—	6	
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	
社外役員	社外取締役	4,830	4,830	—	—	2
	社外監査役	10,410	10,410	—	—	3

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年2月23日開催の第27回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

2. 監査役の報酬限度額は、2013年1月30日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役栗屋野盛一郎氏は、ハンドトラスト株式会社の代表取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役辺見香織氏は、株式会社ウィルパートナーズの代表取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役畑中達之助氏は、JESCOホールディングス株式会社の監査役及び株式会社ザ・リッチの代表取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	栗屋野 盛一郎	当事業年度開催の取締役会には、19回中19回出席し、企業経営者としての豊富な経験と当社の属する業界に関する専門的な見識をもとに、経営全般にわたり公正中立な発言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している、当社の任意の委員会である指名・報酬委員会の委員長を務めており、当事業年度の指名・報酬委員会には、4回中4回出席しております。
社外取締役	辺見 香織	当事業年度開催の取締役会には、19回中19回出席し、中小企業診断士・企業経営者としての豊富な経験とCSRを中心とした豊富なコンサルティング経験をもとに、経営全般にわたり公正中立な発言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している、当社の任意の委員会である指名・報酬委員会の委員を務めており、当事業年度の指名・報酬委員会には、4回中4回出席しております。
社外監査役	竹内 正	当事業年度開催の取締役会には、19回中19回、また、監査役会には19回中19回出席し、金融機関における長年の経験と当社の属する業界での監査役としての豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。また、当事業年度の指名・報酬委員会には、4回中4回オブザーバーとして出席し、審議が適切に行われているか監督しております。
社外監査役	畑中 達之助	当事業年度開催の取締役会には、19回中19回、また、監査役会には19回中19回出席し、当社の属する業界での長年の経験と豊富な監査役経験をもとに、適宜発言を行っております。また、当事業年度の指名・報酬委員会には、4回中4回オブザーバーとして出席し、審議が適切に行われているか監督しております。
社外監査役	井手 興一	当事業年度開催の取締役会には、19回中19回、また、監査役会には19回中19回出席し、当社の属する業界での豊富な経験と企業経営に関する専門的な見識をもとに、適宜発言を行っております。また、当事業年度の指名・報酬委員会には、4回中4回オブザーバーとして出席し、審議が適切に行われているか監督しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画を始め、監査時間及び報酬見積の算出根拠並びに監査報酬の推移等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について合理的であると判断をしたためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由又は、これに準じた事由に該当すると認められた場合には、会計監査人の解任に関する決議を行います。また、監査役会は会計監査人が監査品質の維持や職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、会社法第344条に基づき会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に提出することを検討いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、株式会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)に関する基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

- (a) 当社及び子会社(以下、「当社グループ」という。)の役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (i) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款並びに社会規範に適合することを確保するため、取締役会において「コンプライアンス規程」を制定すると共に、当社グループ内に周知・徹底し、取締役及び使用人がこれを遵守する。
 - (ii) 当社は、当社グループのコンプライアンス体制の実効性を高めるため、コンプライアンス委員会が年度ごとに規程類の整備や教育・研修等を計画的に実施するよう「コンプライアンス・プログラム」を制定の上、取締役会で決定し、コンプライアンス管理体制の整備を継続的に推進する。
 - (iii) 当社は、当社グループの取締役及び使用人による法令等の違反を早期に発見し、是正することを目的として内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
- (b) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (i) 取締役の職務の遂行に係る情報については、法令を始め「情報管理規程」及び「文書管理規程」に基づき、適切な保存及び管理を行う。
 - (ii) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。
- (c) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) 当社は、「リスク管理規程」を制定し、当社グループの事業活動において想定される各種リスクに対応するリスク所管責任者がリスク管理責任者とともに各リスクについて、網羅的、体系的な管理を行う。
 - (ii) 当社は、リスク管理委員会を設置し、当社グループの事業活動における各種リスクの回避、軽減等を講じる体制を強化する。
 - (iii) 当社グループは、事故などが発生した場合の報告体制及び緊急時対応体制を構築し、適切かつ迅速に対処する。

- (d) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、中期計画と年間計画を策定し、それに基づいた各部門運営及び予算管理を行う。
 - (ii) 各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、「組織管理規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を制定し、取締役の職務・権限・責任を明確にするほか、これらの規程に則った適切な権限委譲を行う。
 - (iii) 取締役の情報の共有化及び意思決定の迅速化を図るために、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (i) 当社グループの業務の適正を確保するため、中期事業方針及び年度計画を策定する。
 - (ii) 当社グループにおけるリスク管理体制を有効に機能させるため、「関係会社管理規程」及び「リスク管理規程」並びに「トラブル防止要領」を定め、これらの規程に則った適切な管理を行う。
 - (iii) 子会社における取締役の職務執行状況を把握するため、子会社管理に係る事項を「関係会社管理規程」として定め、この規程に則った子会社の適切な管理及び運営を行う。
- (f) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (i) 信頼性のある財務報告の作成及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する計画書を定め、内部統制が有効に機能するための体制の構築に取り組む。
 - (ii) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。
 - (iii) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
- (g) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (i) 当社は、監査役から監査業務遂行補助のため使用人の設置等につき求めがあった場合には、その求めに応じ適切な体制を講じる。

- (ii) 上記 i の使用人を置く場合には、当該使用人の取締役からの独立性を確保するために、その人事評価及び異動については、監査役の同意を必要とする。
 - (iii) 上記 i の使用人を置く場合には、当該使用人は、専ら監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助するものとする。
- (h) 当社グループの取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項
- (i) 当社グループの取締役及び使用人は、当社若しくは子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実を発見したときには、「内部通報規程」、「トラブル防止要領」に則り当該事実を監査役に報告する。
 - (ii) 当社グループの取締役及び使用人は、その業務執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該業務執行の内容を報告する。
 - (iii) 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為を発見したときには、当社監査役のほか内部通報窓口へ報告する。コンプライアンス室は、監査役へ内部通報の受付及び対応状況を定期的に報告する。なお、経営に与える影響等を考慮のうえ必要と判断したときや監査役が求めた場合には、速やかに報告する。
 - (iv) 当社グループの取締役及び使用人が、内部通報窓口及び監査役に報告したことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するため、「内部通報規程」に不利益な取扱いの禁止を定めたほか、通報窓口に通報窓口代行会社を設ける。
- (i) 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項
- 当社は毎期、監査役の要請に基づき、監査役が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査役が追加の予算措置を求めた場合は、それが当該職務の執行に必要なでないことが明らかな場合を除き、当社は予算措置を講じる。
- (j) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 代表取締役は、監査役との定期的な意見交換を行う機会を確保することにより、監査役の監査の実効性を向上させる。
 - (ii) 内部監査室は、監査役と定期的な情報交換を行うなど緊密な連携を保ち、監査役が監査役監査に関して協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。
 - (iii) 監査役は、会計監査人と定期的に情報交換を行い、監査の実効性を高める。

(iv) 監査役が実効的な監査業務のために必要と判断した場合には、弁護士等専門家の意見を聴取する。

(k) 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力による被害を防止するため、当社グループ全体の基本方針として、「反社会的勢力との係わりを一切持たない」、「いかなる名目の利益供与を行わない」、「反社会的勢力との間で裏取引及び資金提供は、一切行わず、必要に応じて法的対応を行う」、「反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携すると同時に、組織として対応する」等を定め、適切に対処する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)に関する基本方針に基づき、内部統制システムの構築及びその適切な運用に努めております。なお、当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は19回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席しております。その他、監査役会は19回、経営会議は12回、コンプライアンス委員会は12回、リスク管理委員会は2回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役を始め他の取締役等、内部監査室、会計監査人との間で情報や意見交換を行うなど連携を強化し、監査品質の確保と監査の実効性向上を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,931,930	流動負債	697,059
現金及び預金	2,063,078	買掛金	200,619
売掛金	707,423	未払法人税等	96,361
契約資産	97,229	契約負債	2,770
商品	7,121	その他	397,307
貯蔵品	6,376	固定負債	246,847
その他	52,427	退職給付に係る負債	246,847
貸倒引当金	△1,727		
固定資産	555,239		
有形固定資産	54,425	負債合計	943,906
建物	37,521	(純資産の部)	
車両運搬具	166	株主資本	2,549,793
工具、器具及び備品	16,736	資本金	86,659
無形固定資産	249,414	資本剰余金	73,015
のれん	245,690	利益剰余金	2,400,492
その他	3,724	自己株式	△10,375
投資その他の資産	251,399	その他の包括利益累計額	△6,530
繰延税金資産	104,386	退職給付に係る調整累計額	△6,530
その他	147,912		
貸倒引当金	△900	純資産合計	2,543,262
資産合計	3,487,169	負債・純資産合計	3,487,169

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,854,855
売上原価	4,359,659
売上総利益	1,495,195
販売費及び一般管理費	918,540
営業利益	576,655
営業外収益	
受取利息	19
助成金収入	7,887
その他	2,443
営業外費用	
支払利息	553
経常利益	586,452
特別損失	
固定資産除却損	0
合併関連費用	23,000
税金等調整前当期純利益	563,452
法人税、住民税及び事業税	186,170
法人税等調整額	△12,886
当期純利益	390,167
親会社株主に帰属する当期純利益	390,167

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年1月1日残高	77,881	64,237	2,030,406	△10,375	2,162,151
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	8,778	8,778			17,556
剰余金の配当			△20,082		△20,082
親会社株主に 帰属する当期純利益			390,167		390,167
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	8,778	8,778	370,085	—	387,641
2022年12月31日残高	86,659	73,015	2,400,492	△10,375	2,549,793

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2022年1月1日残高	△4,039	△4,039	2,158,111
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			17,556
剰余金の配当			△20,082
親会社株主に 帰属する当期純利益			390,167
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,490	△2,490	△2,490
連結会計年度中の変動額合計	△2,490	△2,490	385,150
2022年12月31日残高	△6,530	△6,530	2,543,262

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社ヒューマンソフト

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

AXIS ITSolution Singapore PTE. LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称

AXIS ITSolution Singapore PTE. LTD.

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 ～50年
車両運搬具	6 年
工具、器具及び備品	3 ～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	3 ～5 年
--------	--------

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① システム開発

システムインテグレーション事業においては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

② ITサービス

ITサービス事業が提供するサービスのうち、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものについては、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

③ 商品の販売

ITサービス事業においては、当社が提供するサービスに付随する機器等の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5～10年間の均等償却を行っております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額を発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、「KITARO」サービスの中途解約については契約期間の変更として会計処理を行うこととなるため、従来営業外収益に表示していた中途解約に伴い受領する解約違約金収入を、顧客へ移転したサービスの対価として売上高に含めて表示することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」の「その他」に含めて表示していた「前受金」及び「固定負債」の「その他」に含めて表示していた「長期前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」として表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高及び営業利益はそれぞれ6,182千円増加しております。なお、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、金融商品に関する注記において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

6. 会計上の見積りに関する注記

進捗率の見積りを伴う一定の期間にわたり収益認識した金額の当期末残高

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

進捗率の見積りを伴う一定期間にわたり充足される履行義務に係る売上高	88,390千円
進捗率の見積りを伴う一定期間にわたり充足される履行義務に係る契約資産 （当該契約資産は流動負債の「契約負債」と相殺前のものであります。）	97,229千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループのシステムインテグレーション事業においては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価総額に占める割合に基づいて行っております。

② 主要な仮定

予想される原価総額の見積りは顧客との契約に応じて行っており、主要な仮定は計画されている作業工数や人件費単価、外注費などであります。原価総額の見積りはプロジェクトの進捗に応じて適宜見直しを行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

プロジェクトの進捗により原価総額の見積りに大幅な修正が発生した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

7. 連結貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産

有形固定資産	60,573千円
建物	19,696 //
車両運搬具	2,174 //
工具、器具及び備品	38,701 //

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,160,400株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

a 配当金の総額	20,082千円
b 1株当たり配当額	5.00円
c 基準日	2021年12月31日
d 効力発生日	2022年3月30日
配当の原資	利益剰余金

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2023年3月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

a 配当金の総額	40,604千円
b 1株当たり配当額	10.00円
c 基準日	2022年12月31日
d 効力発生日	2023年3月29日
配当の原資	利益剰余金

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 343,600株

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金については、原則として自己資本を充当しておりますが、資金調達が必要な場合には、主に銀行借入により資金を調達する方針であります。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、借入金は、運転資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b 市場リスクの管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」については現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。また、「売掛金」及び「買掛金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2022年12月31日
子会社株式	6,337

子会社株式は、非上場であり、市場価格がないため、子会社株式の時価を記載しておりません。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	2,061,511	—	—	—
売掛金	707,423	—	—	—
合計	2,768,935	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	システムインテグレーション事業	ITサービス事業	合計
一時点で移転される財及びサービス	—	7,512	7,512
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	5,569,836	277,507	5,847,343
顧客との契約から生じる収益	5,569,836	285,019	5,854,855
外部顧客への売上高	5,569,836	285,019	5,854,855

(注) 顧客との契約から生じる収益以外の収益に重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益との区分表示はしていません。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	623,996
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	707,423
契約資産（期首残高）	83,916
契約資産（期末残高）	97,229
契約負債（期首残高）	3,605
契約負債（期末残高）	2,770

契約資産は、契約について期末日時点で履行義務を充足しておりますが、未請求の対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、顧客との契約に基づいて顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,451千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	626円36銭
1株当たり当期純利益	97円05銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2022年10月20日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ヒューマンソフトを吸収合併することを決議し、同日付で吸収合併契約を締結いたしました。当該吸収合併契約に基づき、当社は2023年1月1日付で株式会社ヒューマンソフトを吸収合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被結合企業の名称及び事業の内容

被結合企業の名称：株式会社ヒューマンソフト

事業の内容：システムインテグレーション事業

(2) 企業結合日

2023年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、株式会社ヒューマンソフトを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式であります。

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) 企業結合の目的

当社は、2021年4月の完全子会社化以降、株式会社ヒューマンソフトと共にシステムインテグレーション事業の成長と拡大を図り、企業価値の向上に努めてまいりました。今後の更なる業容拡大に向けて、吸収合併することといたしました。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に定める共通支配下の取引に該当し、これに基づく会計処理を実施する予定であります。

なお、当連結会計年度の連結貸借対照表上、株式会社ヒューマンソフトの取得に関連するのれんの未償却残高は244,997千円であります。

また、株式会社ヒューマンソフトの2022年12月31日時点の貸借対照表の要旨は、次のとおりであります。

流動資産	284,725千円
固定資産	34,551千円
流動負債	111,543千円
固定負債	一千円
純資産	207,733千円

(資本金の額の減少)

当社は、2023年2月17日開催の取締役会において、2023年3月28日開催の第32回定時株主総会に資本金の額の減少について付議することを決議いたしました。

(1) 資本金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性の確保を図ることを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はございません。

(2) 資本金の額の減少の要領

① 減少する資本金の額

2022年12月31日現在の資本金の額86,659,800円のうち56,659,800円を減少し、30,000,000円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が、資本金の額の減少の効力発生日までに行使された場合等により、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動することがございます。

② 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数を変更することなく資本金の額を減少するものであり、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(3) 資本金の額の減少の日程

取締役会決議日	2023年2月17日
株主総会決議日	2023年3月28日（予定）
債権者異議申述最終日	2023年4月28日（予定）
効力発生日	2023年5月1日（予定）

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,649,392	流動負債	587,704
現金及び預金	1,935,693	買掛金	165,743
売掛金	558,513	未払金	50,035
契約資産	95,317	未払費用	74,489
商品	7,121	未払法人税等	95,763
貯蔵品	6,376	契約負債	2,770
前払費用	44,209	預り金	102,065
その他	3,888	その他	96,836
貸倒引当金	△1,727	固定負債	236,863
固定資産	725,636	退職給付引当金	236,863
有形固定資産	37,928	負債合計	824,567
建物	28,058	(純資産の部)	
車両運搬具	166	株主資本	2,550,461
工具、器具及び備品	9,703	資本金	86,659
無形固定資産	4,417	資本剰余金	73,015
のれん	693	資本準備金	36,659
ソフトウェア	3,724	その他資本剰余金	36,356
投資その他の資産	683,291	利益剰余金	2,401,161
関係会社株式	459,737	利益準備金	2,000
長期前払費用	21,893	その他利益剰余金	2,399,161
繰延税金資産	100,047	特別償却準備金	1,639
その他	102,511	別途積立金	50,000
貸倒引当金	△900	繰越利益剰余金	2,347,521
		自己株式	△10,375
		純資産合計	2,550,461
資産合計	3,375,029	負債・純資産合計	3,375,029

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,918,379
売上原価	3,618,230
売上総利益	1,300,148
販売費及び一般管理費	773,893
営業利益	526,255
営業外収益	
受取利息	16
助成金収入	7,887
為替差益	1,983
その他	167
経常利益	536,310
税引前当期純利益	536,310
法人税、住民税及び事業税	170,859
法人税等調整額	△13,903
当期純利益	379,354

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 特別償却 準備金
2022年1月1日残高	77,881	27,881	36,356	64,237	2,000	3,279
事業年度中の変動額						
特別償却準備金の取崩						△1,639
新株の発行	8,778	8,778		8,778		
剰余金の配当						
当期純利益						
事業年度中の変動額合計	8,778	8,778	—	8,778	—	△1,639
2022年12月31日残高	86,659	36,659	36,356	73,015	2,000	1,639

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
	別途積立金	繰越利益 剰余金				
2022年1月1日残高	50,000	1,986,609	2,041,888	△10,375	2,173,633	2,173,633
事業年度中の変動額						
特別償却準備金の取崩		1,639	—		—	—
新株の発行					17,556	17,556
剰余金の配当		△20,082	△20,082		△20,082	△20,082
当期純利益		379,354	379,354		379,354	379,354
事業年度中の変動額合計	—	360,912	359,272	—	376,828	376,828
2022年12月31日残高	50,000	2,347,521	2,401,161	△10,375	2,550,461	2,550,461

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式
移動平均法による原価法

- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品・貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 ～ 50年
車両運搬具	6 年
工具、器具及び備品	3 ～ 15年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

のれん	5 年
ソフトウェア	3 ～ 5 年

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① システム開発

システムインテグレーション事業においては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

② ITサービス

ITサービス事業が提供するサービスのうち、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものについては、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

③ 商品の販売

ITサービス事業においては、当社が提供するサービスに付随する機器等の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を退職給付引当金に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、「KITARO」サービスの中途解約については契約期間の変更として会計処理を行うこととなるため、従来営業外収益に表示していた中途解約に伴い受領する解約違約金収入を、顧客へ移転したサービスの対価として売上高に含めて表示することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」及び「固定負債」の「その他」に含めて表示していた「長期前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高及び営業利益はそれぞれ6,182千円増加しております。なお、繰越利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「為替差益」(前事業年度1,289千円)は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。

4. 会計上の見積りに関する注記

進捗率の見積りを伴う一定の期間にわたり収益認識した金額の当期末残高

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

進捗率の見積りを伴う一定期間にわたり充足される履行義務に係る売上高 86,652千円

進捗率の見積りを伴う一定期間にわたり充足される履行義務に係る契約資産 95,317千円
(当該契約資産は流動負債の「契約負債」と相殺前のものであります。)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 6.会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産

有形固定資産 59,529千円

建物 19,570 //

車両運搬具 2,174 //

工具、器具及び備品 37,784 //

(2) 関係会社に対する金銭債務

買掛金 1,650千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,768千円

仕入高 15,447 //

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 100,000株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	81,929 千円
未払事業税	10,096 //
その他	10,601 //
繰延税金資産小計	<u>102,628 千円</u>
評価性引当額	<u>△1,712 //</u>
繰延税金資産合計	<u>100,915 千円</u>
繰延税金負債	
特別償却準備金	<u>△867 千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△867 //</u>
繰延税金資産純額	<u>100,047 千円</u>

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 10.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	628円13銭
1株当たり当期純利益	94円36銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

連結計算書類「連結注記表 12.重要な後発事象に関する注記 (連結子会社の吸収合併)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

なお、当事業年度の貸借対照表上、株式会社ヒューマンソフトに対する子会社株式の帳簿価額は453,400千円であります。

(資本金の額の減少)

連結計算書類「連結注記表 12.重要な後発事象に関する注記 (資本金の額の減少)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月17日

株式会社アクシス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田 健一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫛田 達也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アクシスの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクシス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月17日

株式会社アクシス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 健一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫛田 達也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクシスの2022年1月1日から2022年12月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月17日

株式会社アクシス	監査役会			
常勤監査役 (社外監査役)	竹 内	正		㊟
監 査 役 (社外監査役)	畑 中	達之助		㊟
監 査 役 (社外監査役)	井 手	興 一		㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル別館2階「ローズルーム」



〔交通〕 電車のご利用案内

JR・モノレール浜松町駅（北口）より徒歩8分

都営地下鉄三田線御成門駅（A2出口）より徒歩2分

都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅（A6出口）より徒歩4分



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。